

議案第 99 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 4 項第 1 号中「若しくは第 4 号」を「、第 5 号若しくは第 10 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号」の次に「、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。